

敦賀市文化協会規約

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、敦賀市文化協会と称する。

第2条 本会は、事務局を敦賀市西公民館内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、本市文化団体相互の連絡を緊密にし、文化運動の強力な推進母体となり、市民文化の向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 文化に関する各種の事業・研究・調査および出版
2. 文化団体相互の親睦ならびに連絡調整
3. 文化の向上・発展等に貢献し、その功績顕著なものの表彰
4. その他本会の目的達成に必要な各事業

第3章 構 成

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する市内の文化団体並びに個人会員及び賛助会員をもって組織する。

第4章 加 入 退 会

第6条 本会に加入する場合は、所定の加入登録申請書を会長に提出しなければならない。加入登録申請書の提出があったときは、執行部会において可否決定し、常任委員会、委員総会において報告する。

- 2 退会する場合は、退会届書を会長に提出しなければならない。

第5章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 4名 |
| 3. 企 画 部 長 | 1名 |
| 4. 広 報 部 長 | 1名 |
| 5. 監 査 委 員 | 2名 |
| 6. 事 務 局 長 | 1名 |

第8条 前条の役員については、選考委員会で推挙し、常任委員会の議を経て委員総会において選出する。

- 2 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 企画部長は事業の企画立案運営にあたる。広報部長は広報の立案運営にあたる。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、会長経験者及び本会の発展に特に功績のあった者を充てること出来る。
- 3 顧問は常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 監査委員は本会の会計を監査する。

第11条 事務局長は本会の庶務並びに会計事務をつかさどる。

- 2 事務局に職員を若干名置くことができる。

第12条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 補欠によって就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了した後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
- 4 役員に欠員が生じた場合、常任委員会において、その補充を決定する。

第6章 会 議

第13条 本会に次の会議を設ける。

1. 委員総会
2. 執行部会
3. 常任委員会
4. 部門長会
5. 部門会
6. 部会

第14条 委員総会は本会の議決機関として、次の事項を付議する。

1. 事業計画及び報告に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 規約改正に関する事項
4. 役員を選出に関する事項
5. その他重要事項

- 第15条 委員総会は年1回、臨時委員総会、常任委員会は必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の2以上の要求があったときは臨時委員総会を開かなければならない。
- 2 委員総会をやむを得ない理由のため招集できない場合は、予め通知された議案について書面を提出することができる。

- 第16条 委員は1団体1名とする。ただし、個人会員は10名につき1名とする。会長が必要であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、委員を委嘱することができる。

- 第17条 常任委員はそれぞれの部門より選出する。
- 2 常任委員会の業務は、次のとおりとする。
1. 委員総会に提出する議案の策定に関すること
 2. 委員総会の決議に基づく業務に関すること
 3. 各組織機関、団体の連絡調整に関すること
 4. その他、常任委員会において必要と認めたこと

- 第18条 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第7章 会 計

- 第19条 本会の経費は会費・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第20条 本会の会費は団体会費（団体及び個人会費の合計）並びに個人会員会費及び賛助会員会費とする。
- 2 団体会費は委員総会の議を経て決定する。個人会員、賛助会員の会費は別途定める。
- 第21条 本会計の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第8章 雑則

- 第22条 本規約の施行に関して必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定めることができる。

附 則

1. この規約は、昭和34年11月23日より施行する。
2. この規約は、昭和48年4月1日より施行する。
3. この規約は、昭和50年7月1日より施行する。
4. この規約は、昭和56年5月30日より施行する。
5. この規約は、昭和58年3月27日より施行する。
6. この規約は、平成元年2月14日より施行する。
7. この規約は、平成2年4月1日より施行する。
8. この規約は、平成5年4月1日より施行する。
9. この規約は、平成7年4月1日より施行する。

10. この規約は、平成 9年 4月 1日より施行する。
11. この規約は、平成10年 4月 1日より施行する。
12. この規約は、平成15年 4月 1日より施行する。
13. この規約は、平成19年 4月 1日より施行する。
14. この規約は、平成24年 4月 1日より施行する。
15. この規約は、平成28年 4月 1日より施行する。
16. この規約は、令和 3年 4月17日より施行する。